

○ 政策目標 6 - 1 : 外国為替市場の安定並びにアジア地域を含む国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

世界各国の経済の相互連関が深まり、国際的な資金移動が活発化する中で、我が国と外国との間の資金移動が円滑に行われる環境を整えるとともに、国際金融システムを安定させることが重要となっています。

このような認識の下、財務省では、外国為替及び外国貿易法（昭和24年12月1日法律第228号）（以下「外為法」といいます。）に基づいて外国為替制度の運営に当たるとともに、国際金融システムの安定に向けた制度強化に取り組んでいます。特に、我が国と密接な経済的結びつきを有するアジア地域の経済の安定は重要であり、域内における地域金融協力を更に強化していきます。また、テロ・大量破壊兵器の拡散等に関連する資金等による国際金融システムの濫用の防止にも取り組んでいきます。併せて、我が国に対する対内直接投資を審査する制度の適正な運用を行います。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政6-1-1 : 外国為替市場の安定

政6-1-2 : 国際金融システムの安定に向けた制度強化に関する国際的な取組への参画

政6-1-3 : アジアにおける地域金融協力の推進

政6-1-4 : テロ資金や北朝鮮の核関連及び大量破壊兵器の拡散等に関連する資金等による国際金融システムの濫用への対応

政6-1-5 : 対内直接投資審査制度の適正な運用

関連する内閣の基本方針

○「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和6年6月21日閣議決定）

○「「世界一安全な日本」創造戦略2022」（令和4年12月20日閣議決定）

施策 政6-1-1 : 外国為替市場の安定

取組内容

為替レートは、経済のファンダメンタルズ（経済の基礎的状況）を反映しつつ、安定的に移移することが重要です。通貨当局として、G7/G20（用語集参照）財務大臣・中央銀行総裁会議声明で確認されている考え方を踏まえつつ、引き続き、各国の通貨当局との意見交換や国際協調等を行うなど、外国為替市場の安定に向けて取り組みます。

A 外国為替市場の安定化に向けた取組

引き続き関係機関と緊密に連携しつつ、G7/G20財務大臣・中央銀行総裁会議声明で確認されている為替相場に対する考え方を踏まえ、国際的な議論に積極的に参画し、各国の通貨当局との意見交換や国際協調等を行っていきます。

また、政策当局のより緊密な連携を目的とする、財務省・金融庁・日本銀行からなる国際金融資本市場に係る情報交換会合を引き続き開催し、特に、有事の際には直ちに会合を開催するなど、政府として迅速な対応を行っていきます。

B 外国為替平衡操作実施状況、国際収支等の適切な公表

外国為替市場の安定に資するため、外国為替平衡操作実施状況・外貨準備等の状況について、引き続き正確かつ適時に公表を行っていきます。

定性的な測定指標

〔主要〕 政6-1-1-B-1：外国為替市場の安定に向けた取組

（目標の内容）

G 7 / G20財務大臣・中央銀行総裁会議声明で確認されている考え方を踏まえつつ、引き続き、各国の通貨当局との意見交換や国際協調等を行います。国内においても、金融庁・日本銀行とより緊密な連携を図ります。

（目標の設定の根拠）

外国為替市場の安定には、国際協調や金融庁・日本銀行との連携が重要であるためです。

定量的な測定指標

〔主要〕 政6-1-1-A-1： 外国為替平衡 操作実施状 況、外貨準備 の状況等の正 確かつ適時な 情報の提供 （単位：回）		作成 頻度	年度	令和3 年度	4年度	5年度	6年度	7年度
	外国為替 平衡操作 実施状況 （月ベース）	月1回	目標値	12	12	12	12	12 公表対象期間の最終日から 第5営業日までに公表
			実績値	12	12	12	N. A.	
	外国為替 平衡操作 実施状況 （日ベース）	年4回	目標値	4	4	4	4	4 公表四半期の翌々月の第5 営業日までに公表
			実績値	4	4	4	N. A.	
	外貨準備 等の状況	月1回	目標値	12	12	12	12	12 公表対象月の翌月の第5 営業日までに公表
			実績値	12	12	12	N. A.	
	外国為替資 金特別会計 の外貨建資 産の内訳及 び運用収入 の内訳等	年1回	目標値	1	1	1	1	1 公表対象年度の決算書国会 提出の翌月までに公表
			実績値	1	1	1	N. A.	
	達成割合			100%	100%	100%	N. A.	
〔主要〕 政6-1-1-A-2： 国際収支状況 等の正確かつ 適時な情報の 提供 （単位：回）	国際収支 状況	月1回	目標値	12	12	12	12	12 公表対象月の翌々月の第6 営業日までに公表
			実績値	12	12	12	N. A.	
	本邦対外 資産負債 残高	年1回	目標値	1	1	1	1	1 公表対象年末から5か月以 内に公表
			実績値	1	1	1	N. A.	

	オフショア勘定残高	月 1 回	目標値	12	12	12	12	12 公表対象月の翌々月末までに公表
			実績値	12	12	12	N. A.	
	対外及び対内証券売買契約等の状況	月 1 回	目標値	12	12	12	12	12 公表対象月の翌月の第 6 営業日までに公表
			実績値	12	12	12	N. A.	
	達成割合			100%	100%	100%	N. A.	
	(注) 令和 6 年度実績値は、令和 7 年 6 月末までにデータが確定するため、令和 6 年度実績評価書に掲載予定。 国際収支状況 ＜https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/balance_of_payments/data.htm＞ 本邦対外資産負債残高 ＜https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/iip/data/index.htm＞ 外貨準備等の状況 ＜https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/official_reserve_assets/index.htm＞ 外国為替資金特別会計の外貨建資産の内訳及び運用収入の内訳等 ＜https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/gaitametokkai/index.html＞ 外国為替平衡操作実施状況 ＜https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/feio/index.html＞ オフショア勘定残高 ＜https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/offshore/data/index.htm＞ 対外及び対内証券売買契約等の状況（週次でも公表） ＜https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/itn_transactions_in_securities/data.htm＞ (出所) 国際局為替市場課 (目標値の設定の根拠) 外国為替市場の安定に資するため、外国為替平衡操作実施状況・外貨準備等の状況について、引き続き正確かつ適時に公表することとし、また、市場に対する正確かつ適時な情報の提供、及び經常収支・金融収支の動向の把握といった観点から国際収支状況等について適切な作成・公表を行うために上記目標値を設定しました。							

今回廃止した測定指標とその理由		該当なし
参考指標	○参考指標 1 「為替相場の動向」 ○参考指標 2 「国際収支動向」 ○参考指標 3 「対外資産負債残高」 ○参考指標 4 「外貨準備動向」 ○参考指標 5 「外国為替平衡操作の実施状況」	

施策	政6-1-2：国際金融システムの安定に向けた制度強化に関する国際的な取組への参画	
取組内容	A G 7、G 20等の国際的な議論への参画 強固で、持続可能な、均衡ある、かつ包摂的な世界経済の成長を生み出すために、引き続き、G 7、G 20等の枠組みを通じ、各国と一層協働して国際金融システムの安定に向けた取組を進めていきます。 令和 2 年に発生した新型コロナパンデミックや、令和 4 年 2 月以降の国際秩序の根幹を揺るがすロシアによるウクライナ侵略等によって世界経済が多くの困難に直面する中、G	

7 及び G 20 は、重要な役割を果たしています。ブラジルが議長を務めた令和 6 年の G 20 では、国際保健の枠組強化、国際開発金融機関（MD B s）（用語集参照）の改革や国際通貨基金（IMF）（用語集参照）の強化を通じた脆弱国支援、途上国の債務問題への対応、国際課税の 2 本の柱の迅速な実施等を推進するとともに、気候変動等の課題に対応するための議論を行いました。

イタリアが議長を務めた令和 6 年の G 7 では、前年の日本議長下の成果も踏まえ、ウクライナ支援、サプライチェーンの強靱化、多様な価値を踏まえた経済政策の在り方、A I の活用等について議論を行いました。

我が国はこれらの取組・議論に積極的に貢献しており、今後も、世界経済の成長や国際金融システムの安定化に向けて、国際経済協力に向けた取組を牽引していきます。

B 国際通貨基金（IMF）等による国際金融システム安定化の取組への参画

IMF は、対外的な支払困難に陥った加盟国に対し資金支援を実施し、加盟国が危機から脱却する上で極めて重要な役割を果たしています。また、IMF には、危機予防目的の資金支援、経済政策に関する助言を行うサーベイランス、加盟国政府職員等の能力開発に加え、G 7、G 20 への技術的なインプット等、様々な役割が期待されています。

近年、世界経済が複合的な危機に見舞われており、先行きの不確実性が一層高まっている中、加盟国が直面する課題の対応に IMF が一層貢献できるよう、IMF の融資能力を強化する必要があります。こうした観点から、加盟国に対する主な貸付原資であるとともに、IMF における各国の投票権シェア等の基礎となるクォータについて、議決権のシェアは現状を維持しつつクォータを 50% 増加させる「第 16 次クォーター一般見直し」が令和 5 年 12 月に IMF にて合意されました。これを受け、我が国では、クォータ増資に必要な国内手続として、令和 6 年 4 月、衆参両院で IMF 加盟措置法改正法案が可決成立しました。

今後も我が国は、IMF の第二の出資国として、IMF が世界経済の構造変容に適応し、加盟国の抱える課題解決に一層効果的に対応できるよう、引き続きその取組に積極的に関与していきます。特に、我が国が主要なドナーである IMF による低所得国支援や、加盟国の気候変動等に対する強靱性を高める支援、能力開発の強化に向けた議論に、引き続き積極的に参画していきます。

加えて、IMF が真にグローバルな機関として、その役割を果たすためには、スタッフの多様性確保が重要であり、我が国は、日本人スタッフ増加のための努力も続けていきます。

また、アジア地域では、ASEAN+3（日中韓）（用語集参照）財務大臣・中央銀行総裁会議等において、チェンマイ・イニシアティブ（用語集参照）をはじめとする多国間の地域金融協力の更なる強化に関する議論等を牽引していきます（詳細は政 6-1-3 参照）。

以上のような、G 7、G 20、IMF 等における議論へ積極的に参画することを通じて、国際金融システムの安定化を目指していくことは極めて重要であり、引き続き取り組んでいきます。

定性的な測定指標	
	【主要】 政6-1-2-B-1：国際金融システムの安定に向けた国際的な協力への参画 (目標の内容) G 7、G 20等の国際的な枠組みにおいて積極的に議論に貢献します。また、IMFをはじめとする国際機関及び各国の財務金融当局等との政策対話も積極的に行います。 (目標の設定の根拠) 国際金融システムの安定を実現し、強固で、持続可能な、均衡ある、かつ包摂的な世界経済の成長を生み出すためには国際的な協力が重要なためです。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「国際通貨基金（IMF）への主要国出資」 ○参考指標 2 「IMF の融資状況」 ○参考指標 3 「IMF に対する融資貢献の状況」 ○参考指標 4 「IMF のキャパシティ・ビルディングの実施状況」 ○参考指標 5 「IMF のサーベイランス実施状況」 ○参考指標 6 「IMF における日本人職員数等（日本人幹部職員等を含む）」 ○参考指標 7 「IMF のセーフティネットの規模」 ○参考指標 8 「チェンマイ・イニシアティブのマルチ化における各国の貢献額と借入可能総額」

施策	政6-1-3：アジアにおける地域金融協力の推進
取組内容	アジア地域では、ロシアのウクライナ侵略による食料・エネルギー不安の高まりや、持続的なインフレ圧力による生活コストの上昇や金融環境のタイト化等、地域経済及び金融市場が影響を受けるリスクが存在します。こうしたリスクが顕在化した場合でも地域金融市場の安定を維持するには、平素からの金融協力が重要です。アジア経済が不確実性の高い状況の中で持続的な成長を達成していくためにも、地域金融協力の重要性が改めて認識されているところです。 日本は、ASEAN+3（日中韓）財務大臣・中央銀行総裁会議等において、チェンマイ・イニシアティブをはじめとする多国間の地域金融協力の更なる強化に関する議論を牽引していきます。 二国間の金融協力についても、二国間通貨スワップ契約（用語集参照）の締結や現地通貨の利用促進のための協力などを引き続き積極的に進めていきます。 A 多国間の地域金融協力 アジアにおける多国間の地域金融協力の枠組みであるASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁会議において、我が国はこれまで、アジア通貨危機を踏まえ、危機時に外貨資金を相互に融通するためのセーフティネットであるチェンマイ・イニシアティブの設立や機能強化を主導するなど、その議論の進展に積極的に貢献してきました。令和6年のASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁会議においては、パンデミックや自然災害等の外生ショックに迅速に対応できる「緊急融資ファシリティ」の創設に正式に合意しました。我が国は、

A S E A N + 3 財務大臣・中央銀行総裁会議の機会も活用しつつ、アジアの金融安定に向けてチェンマイ・イニシアティブの更なる強化のための議論を主導していきます。

また、A S E A N + 3 域内の経済情勢の監視（サーベイランス）を行う役割を担う「A S E A N + 3 マクロ経済リサーチ・オフィス（AMRO）」（用語集参照）は、サーベイランス業務の負担が増大しつつあることを踏まえて、令和 6 年 7 月に金融分野等のテーマ別サーベイランスを担当する次長級ポストを新設する等、ガバナンスの強化を進めています。日本は、引き続き、AMRO によるサーベイランスやメンバー国向けの技術支援の強化等を支援していきます。

さらに、アジア債券市場育成イニシアティブ（用語集参照）については、同イニシアティブ開始前の平成14年末と比べ、A S E A N 域内の現地通貨建て債券市場（注）の規模は約 6.8 倍に拡大しており、債券の発行体や債券の種類も多様化しています。新たな 3 年間の中期ロードマップの策定をはじめ、本イニシアティブに積極的に貢献していきます。また、平成22年11月に創設された信用保証・投資ファシリティ（C G I F）（用語集参照）については、現地通貨建て債券への保証を通じて多くの現地通貨建て債券の発行を後押ししています（令和 6 年 11 月 15 日時点で累計 87 件、累積保証残高 3,685 百万米ドル）。これらの取組を通じて、引き続きアジア地域における金融市場の環境整備支援を推進していきます。

災害リスクファイナンス（DRF）イニシアティブ（用語集参照）については、A S E A N 地域の自然災害リスクへの財務強靱性を強化させることを目的とする東南アジア災害リスク保険ファシリティ（S E A D R I F : Southeast Asia Disaster Risk Insurance Facility）（用語集参照）の枠組みにおいて、S E A D R I F 保険会社を設立、ラオスを対象とした災害保険を供与しているほか、中所得国向けの公共財産保護プログラムの具体化を進めています。令和 5 年 5 月にこうした DRF イニシアティブに係る取組が A S E A N + 3 財務トラックの定例議題に格上げされたことを受け、令和 6 年 7 月には本イニシアティブの議論を効果的にサポートするための事務局が設立されました。また、令和 6 年 9 月に発生した台風 11 号（ヤギ）のラオスへの被害に対して、S E A D R I F より災害保険金が迅速に支払われました。引き続き S E A D R I F の強化・拡大への貢献を通じて、DRF イニシアティブを積極的に支援していきます。

（注）令和 7 年度事前分析表から、現地通貨建て債券市場の債券残高は、日中韓を除く A S E A N 域内を対象として算出しています。

B 二国間の金融協力

多国間の地域協力の枠組みに加え、二国間の取組も重要です。特に、A S E A N、インド、太平洋島嶼国等のアジア・太平洋地域の国々との経済関係を深めることは、我が国の持続的成長のためにも重要です。

A S E A N + 3 諸国との関係においては、日本は、チェンマイ・イニシアティブの補完として、インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、マレーシア、韓国の 6 カ国との間で二国間通貨スワップ契約を締結しています（令和 6 年 12 月時点）。これらの契約を通じて、A S E A N + 3 地域の金融安定強化に引き続き貢献していきます。また、日本円と現地通貨の直接取引を促進させる観点から、令和 2 年 8 月にインドネシア中央銀行との間で創設された現地通貨の利用促進に係る協力枠組みを令和 3 年 8 月に強化するなど、今後もこれらの取組を強化・拡大することで、各国の現地通貨の利用促進による、同地域の安定的な金融市場の実現に貢献していきます。

インドとは、二国間通貨スワップ契約のほか、次官級の日印財務協議（直近令和 6 年 9 月に開催）等を通じて、資本市場の育成や金融規制について議論に加え、両国のマクロ経済情勢について情報交換を行っています。今後も継続的な協議を通じて二国間協力を推進していきます。

また、太平洋島嶼国との間では、令和 6 年 5 月に初の大臣級の会議を開催するとともに、自然災害リスク保険を活用し、災害発生時の迅速な資金供与を支援しています。災害リスクファイナンスを含む適応分野を始めとする、同地域との国際協調を引き続き促進していきます。

定性的な測定指標

【主要】 政6-1-3-B-1：アジアの金融市場における安定のための地域金融協力の取組

（目標の内容）

A S E A N + 3 財務大臣・中央銀行総裁会議の議論を主導し、チェンマイ・イニシアティブや A S E A N + 3 マクロ経済リサーチ・オフィス（AMRO）のサーベイランス等の強化、アジア債券市場育成イニシアティブ、DRF イニシアティブ等の地域金融協力を積極的に推進していきます。

（目標の設定の根拠）

アジア地域での金融協力を強化することが、地域金融市場の安定を図る上で重要なためです。

定性的な測定指標

【主要】 政6-1-3-B-2：アジア各国との二国間金融協力の取組

（目標の内容）

金融関係の規制緩和に向けた相手国への要望を含め、アジア各国との金融協力に関する二国間の対話を引き続き実施していくほか、二国間通貨スワップ契約の継続・拡充や現地通貨の利用促進のための協力といった取組を引き続き推進していきます。

（目標の設定の根拠）

アジア各国との二国間金融協力の取組の推進は、地域金融の安定・各国との関係強化を図る上で重要なためです。

定量的な測定指標

政6-1-3-A-1：ASEANにおける 現地通貨建て債券による資金調達 の状況（現地通貨建て債券市場の 債券残高の対前年比）	年度	令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
	目標値	-	100% 以上	100% 以上	100% 以上	100% 以上
	実績値	107.1%	104.8%	108.2%	N. A.	

（注 1）年末時点及びその前年末時点の ASEAN における現地通貨建て債券の残高について、同一の為替レート（当該暦年末時点の為替レート）により米ドル換算し、対前年比を測定。

（注 2）過去データ掲載のなかったカンボジア、ラオス、ブルネイの債券残高が Asian Bonds Online（ABO）上で閲覧可能となったため、令和 7 年度事前分析表より上記 3 国を含め、対前年比を測定。

（注 3）令和 6 年度の実績値は、令和 7 年 6 月頃に確定し、令和 6 年度の実績評価書に記載します。

（出所）ABO（令和 6 年 12 月 18 日時点の公表値）

（目標値の設定の根拠）

アジアにおける地域金融協力の推進の観点から、現地通貨建て債券の発行を促進することが重要であるため、これまでの実績を踏まえつつ、対前年比 100% を目標値として設定します。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「チェンマイ・イニシアティブのマルチ化における各国の貢献額と借入可能総額」(再掲) ○参考指標 2 「日本—AMRO 特別信託基金が実施するメンバー国向けのキャパシティ・ビルディングの実施件数」 ○参考指標 3 「アジア諸国との二国間通貨スワップ契約」 ○参考指標 4 「サーベイランスの実施状況 (ASEAN+3 財務大臣・中央銀行総裁プロセスにおける実施回数 (代理レベル含む))」

施策	政6-1-4: テロ資金や北朝鮮の核関連及び大量破壊兵器の拡散等に関連する資金等による国際金融システムの濫用への対応
取組内容	国際社会の平和と安全を脅かすテロリストの活動や現在の核不拡散体制に対する大きな脅威である北朝鮮の核開発等の問題や、足下のロシアによるウクライナ侵略は、国際社会全体の課題です。これらの課題に対処するため、関連した資金が国際金融システムを濫用する形で移転していくことを防止するとともに、各種の金融制裁措置によりこれらの国々に対して圧力をかけることも重要となっています。 このような観点から、財務省としては、国連安保理決議等を踏まえ、外為法に基づき、様々な制裁措置を講じてきました。例えば、テロ資金や北朝鮮の核・弾道ミサイル・大量破壊兵器関連の計画等に関し、制裁対象者に対する資産凍結等措置や資金移転防止措置を講じています。加えて、令和 3 年 6 月以降、国連安保理制裁委員会により資産凍結等の対象となるタリバーン関係者等を指定する決定が行われた場合には、関係省庁と連携の上、当該決定から 24 時間以内に外為法に基づく資産凍結等の措置を講じています。さらに、令和 4 年 2 月以降のロシアによるウクライナ侵略を受け、G 7 を始めとする国際社会と緊密に連携して、ロシア及びベラルーシの政府高官等を始めとした個人・団体及び特定の銀行に対する資産凍結等や、対外直接投資規制、サービスの提供に係る規制等の措置を機動的に実施しています。今後とも、関係各国や関係省庁、金融機関等との連携体制及び調査・分析機能の強化を図るなどし、当該措置を適時に実施していきます。 また、F A T F (金融活動作業部会) (用語集参照) や G 20 等の国際的な枠組みに積極的に貢献し、国際社会と協調して、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、大量破壊兵器の拡散活動への資金供与への対策 (以下「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策」といいます。) に関する F A T F 基準の履行等を推進していきます。国内のマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策については、引き続き、警察庁・財務省を共同議長とする「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議」の枠組みを活用しつつ、「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進に関する基本方針」(令和 4 年 5 月) に沿って、関係省庁等と協力して着実に取り組んでいきます。 更に、金融機関等における外為法等の遵守体制の整備・強化を図るとともに、制裁措置の実効性の確保及び F A T F 基準の着実な履行等を図るため、資金移転の仲介等を行う金融機関等に対して、外国為替取引等取扱業者のための外為法令等の遵守に関するガイドラインに基づき、検査の効率性及び有効性を高めることに留意しつつ、外国為替検査を実施していきます。

定性的な測定指標

〔主要〕 政6-1-4-B-1：マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の国際的な枠組みの中での対応及び国連安保理決議等に基づく制裁措置の適切な実施等

(目標の内容)

国連安保理決議等を踏まえ、外為法に基づく制裁措置を適時に実施する等、対外取引に対して適切な管理・調整を実施していきます。

また、令和4年5月に策定した「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進に関する基本方針」や、令和6年4月に策定した「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画（2024-2026年度）」に沿った取組、暗号資産等の新たな技術の普及に伴う影響などの対応を含め、国際社会と協調しつつ、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関するF A T F基準の履行等を、国民や民間事業者の理解と協力を得ながら、関係省庁等と協力して強力に推進していきます。

更に、金融機関等における外為法等の遵守体制の整備・強化を図るとともに、制裁措置の実効性の確保及びF A T F基準の着実な履行等を図るため、ロシアに関する制裁等の新たな政策課題の重要性を踏まえつつ、金融機関等のリスクに応じ、適切に外国為替検査を実施していきます。また、外国為替検査等で特定した課題等について、金融機関等へのアウトリーチ活動の実施や、外国為替検査の着眼点に追加することなどにより、制裁措置の実効性を継続的に強化していきます。

(目標の設定の根拠)

国連安保理決議等を踏まえた外為法に基づく制裁措置及びF A T F基準の着実な履行等が、国際金融システムの安定に資するためです。

定量的な測定指標

政6-1-4-A-1：外国為替及び外国貿易法に基づく制裁措置の適時実施	年度		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
	目標値	割合 (%) (b)/(a)	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
	実績値	割合 (%) (b)/(a)	100.00	100.00	100.00	N. A.	
		(a) 国連安保理決議等を踏まえた外務省告示を新規発出又は廃止した件数	3	2	1	N. A.	
		(b) 外務省告示の整備と同日に財務省告示を整備した件数	3	2	1	N. A.	

(注) 令和6年度の実績値は、令和7年3月末に確定し、令和6年度の実績評価書に記載します。

(目標値の設定の根拠)

制裁措置の適時実施のためには、制裁の対象者等を指定する外務省告示が制定された場合、これに対応し迅速に財務省告示を整備することが重要であるため、上記目標値（割合）を設定しました。

定量的な測定指標

政6-1-4-A-2：外国為替検査の実施状況	年度		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
	オフサイト・モニタリングの実施件数	目標値	238	226	223	220	213
		実績値	223	220	213	N. A.	
	外国為替検査の実施件数	目標値	90	110	104	100	N. A.
		実績値	85	116	104	N. A.	

(注1) 令和6年度の実績値は、令和7年3月末に確定し、令和6年度実績評価書に記載します。

(注2) オフサイト・モニタリングとは、平成30年の外国為替検査ガイドラインの制定に伴い、これまで実施していた内部監査ヒアリングを改組し、外為法令等を遵守するための内部管理態勢等に係る報告を求めるもの。

(注3) 外国為替検査の目標値については、令和7年7月～8月に令和7事務年度（7月～翌年6月までの期間）の検査計画を策定することとしているため、令和8年度実施計画に掲載予定です。

(目標値の設定の根拠)

制裁措置の実効性の確保及びF A T F 基準の着実な履行を進めていくために、外為業務の状況や外為法令等を遵守するための内部管理態勢等を定期的かつ継続的に把握するオフサイト・モニタリングや、外為法令等の遵守状況及び内部管理態勢の状況を検証する立入検査を実施しており、オフサイト・モニタリングの実施件数については、令和5年度の実績を参考に目標値を設定しました。外国為替検査については、上記オフサイト・モニタリングの結果を活用し、ロシアに関する制裁等の新たな政策課題の重要性も踏まえた金融機関のリスクプロファイルの評価作業等を行い、検査計画を策定しています。

定量的な測定指標

政6-1-4-A-3：外為法令等遵守に係る説明会の実施状況	年度	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
	目標値	12	12	12	12	12
	実績値	16	13	16	N. A.	

(注) 令和6年度の実績値は、令和7年3月末に確定し、令和6年度の実績評価書に記載します。

(目標値の設定の根拠)

外為法令等遵守に係る説明会については、ロシアに関する制裁等の新たな政策課題や外国為替検査等で特定した課題等に関する事項も含め、外為業務の取扱いを行っている金融機関等に対し、各財務局・業界団体等が会合等を主催する機会や、オンラインを活用して実施しており、説明会を月1回程度実施するよう上記目標値を設定しました。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標

- 参考指標1「テロリスト等に対する我が国による資産凍結措置対象者数【再掲（総5-1：参考指標3）】」
- 参考指標2「F A T F 関連会合への出席回数」
- 参考指標3「F A T F 基準に係る研修等への参加状況」
- 参考指標4「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議の開催回数」

施策	政6-1-5：対内直接投資審査制度の適正な運用
取組内容	我が国への対内直接投資は、我が国経済の健全な発展に寄与するものである一方、投資を通じて、国の安全等に関わる技術情報の流出や事業活動の喪失といった事態につながるおそれを生じうるものです。かかる観点から財務省としては、外為法に基づき、投資の自由を原則としつつ、一定の対内直接投資については国の安全等の観点から事前に審査する制度を設け、こうした懸念に対応しています。 昨今、我が国経済の健全な発展に寄与する対内直接投資の促進はその重要性が一層増す一方、諸外国において自国の安全等を損なうおそれのあるものについて対応を強化する動向がみられるところです。こうした状況も踏まえ、外為法の下で、国内関係省庁と連携し、政府全体として審査能力の底上げ・事後モニタリングの実効性強化を図るほか、外国当局との情報交換の連携を引き続き進めていきます。加えて、地方企業等に対する投資の動向にも目配りできるよう、財務局も含め情報収集・分析・モニタリング等の強化を図るなど、執行体制の一層の強化を図っていきます。これらにより、対内直接投資の迅速かつ適切な審査の実施に努めていきます。 また、投資家の利便性向上の観点から、オンラインにより事前届出を提出できるよう対応したところですが、関係省庁と連携しつつ、e-Govを利用して一連の手続きをオンラインで完結できるよう検討を進めます。加えて、対内直接投資審査制度の内容の周知・徹底を図るために市場関係者等の正確な理解に寄与する情報提供を行うことで、円滑かつ着実に対内直接投資審査制度を運用していきます。

定性的な測定指標	
	〔主要〕 政6-1-5-B-1：実効性のある対内直接投資審査制度への取組 （目標の内容） 迅速かつ適切に審査を実施するため、国内関係省庁との連携強化や各国当局との情報交換を進めつつ、財務局も含め執行体制の強化を図っていきます。 （目標の設定の根拠） 安全保障と経済を横断する領域で様々な課題が顕在化する中、健全な投資を一層促進しつつ、国の安全等に係る技術などが流出することを防ぐためには、国内関係省庁・海外当局との連携や、財務局のネットワークを活用し、幅広く関係者に対して説明等を行うことを通して、対内直接投資審査制度の実効性を確保することが重要であると考えられるためです。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「我が国への対内直接投資残高」 ○参考指標 2 「対内直接投資にかかる説明会の回数」

政策目標に係る予算額等		令和 5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	行政事業レビューに係る予算事業ID
予算の状況	当初予算	918,329,543 千円	1,016,558,268 千円	1,245,179,709 千円		
	(項) 事務取扱費	2,374,668 千円	2,485,438 千円	2,599,939 千円		
	(事項) 外国為替市場及び国際金融システムの安定に必要な経費	2,374,668 千円	2,485,438 千円	2,599,939 千円		
	(項) 諸支出金	426,363,595 千円	524,922,719 千円	454,022,607 千円		
	(事項) 手数料等に必要な経費	426,363,595 千円	524,922,719 千円	454,022,607 千円		
	(項) 融通証券事務取扱費一般会計へ繰入	749 千円	751 千円	848 千円		
	(事項) 融通証券事務取扱費の財源の一般会計へ繰入れに必要な経費	749 千円	751 千円	848 千円		
	(項) 国債整理基金特別会計へ繰入	489,590,531 千円	489,149,360 千円	788,556,315 千円		
	(事項) 国債整理基金特別会計へ繰入れに必要な経費	489,590,531 千円	489,149,360 千円	788,556,315 千円		
	補正予算	—	—			
	繰越等	△49,222千円		N. A.		
	合 計	918,280,321 千円		N. A.		
執行額		160,266,824 千円		N. A.		
(概要) 外国為替等の売買に運用される外国為替資金の運営に必要な経費等です。 (注) 令和 7 年度「繰越等」、「執行額」等については、令和 8 年 11 月頃に確定するため、令和 8 年度実績評価書に掲載予定。						

担当部局名	国際局（総務課、調査課、国際機構課、地域協力課、為替市場課）	政策評価実施時期	令和 8 年 6 月（予定）
-------	--------------------------------	----------	----------------

○ 政策目標 6 - 2 : 開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

地球規模課題の深刻化や、分断と対立によるグローバル・ガバナンスの揺らぎによって、国際情勢は複合的な危機に直面しています。このような状況下で、世界経済の中で大きな地位を占める我が国は、自由かつ公正な国際経済社会の実現やその安定的発展に向け、開発途上国における貧困や地球環境問題等の課題への対応を含む国際的な協力を積極的に取り組むことが求められています。

こうした状況に鑑み、我が国の厳しい財政状況や国民のODAに対する見方も踏まえつつ、開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための効果的かつ効率的な資金協力等を実施していきます。国際協力機構（JICA）の有償資金協力や国際協力銀行（JBIC）による支援については、民間資金動員や経済安全保障等の新たな社会的要請への対応や、デジタル、グリーンなどの成長分野への投資の促進も含め、開発途上国の経済社会の発展を支援していく観点から、重点的に取り組んでいきます。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政6-2-1 : ODA等の効率的・戦略的な活用

政6-2-2 : 有償資金協力（国際協力機構（JICA））を通じた支援並びに国際協力銀行（JBIC）及び国際開発金融機関（MDBs）を通じた支援等

政6-2-3 : 債務問題への取組

政6-2-4 : 開発途上国に対する知的支援

関連する内閣の基本方針

- 「開発協力大綱」（令和5年6月9日閣議決定）
- 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版」（令和6年6月21日閣議決定）
- 「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和6年6月21日閣議決定）
- 「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和6年11月22日閣議決定）
- 「インフラシステム海外展開戦略2030」（令和6年12月24日経協インフラ戦略会議決定）

施策 政6-2-1 : ODA等の効率的・戦略的な活用

取組内容

我が国は、SDGs（用語集参照）やODA等に関する様々な国際公約の達成に向けた取組を積極的に推進する一方、我が国の厳しい財政状況や国民の視点を踏まえると、ODAについてはこれまで以上に戦略的な実施や開発効果の向上等に努めていくことが課題となっており、令和5年6月9日に閣議決定された「開発協力大綱」でも示された通り、ODA等について一層効果的・戦略的に活用することが求められています。

財務省は、関係省庁間で密接な連携を図りながら、有償資金協力（円借款（用語集参照）等）・技術協力・無償資金協力の一体的活用、国際開発金融機関（MDBs）及び諸外国と

	の援助協調の推進、国別開発協力方針の策定、ODA評価の充実、NGOや民間企業等との連携、国際協力銀行（JBIC）の機能強化等に取り組んでいるところであり、引き続きODA等の効率的・戦略的な活用に取り組んでいきます。
--	---

定性的な測定指標	
	〔主要〕 政6-2-1-B-1：円借款等を通じたODAの効率的・戦略的な活用 （目標の内容） 円借款等を実施するに当たって、適切な事業規模の確保、他機関との連携及び必要に応じた制度改善等を通じて、その効率的・戦略的な活用を図っていきます。 （目標の設定の根拠） 我が国の経済・財政状況が厳しい中、幅広い国民の理解を得てODAを実施していくためには、効率的かつ戦略的に援助を実施していく必要があるためです。

定性的な測定指標	
	政6-2-1-B-2：国際協力銀行（JBIC）を通じたその他の政府資金（OOF）の効率的・戦略的な活用 （目標の内容） JBICの機能強化及び他機関との連携を通じて、開発途上国の安定的な経済社会の発展や、地球規模課題の解決に貢献していきます。 （目標の設定の根拠） 「開発協力大綱」にも示されている通り、開発協力を実施するに当たって、ODAのみならず、JBICの実施するOOF（Other Official Flows）との連携を強化し、開発のための相乗効果を高める必要があるためです。

今回廃止した測定指標とその理由	
	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「開発途上国に対するODA、OOF及びPF（民間資金）の実施状況」 ○参考指標 2 「円借款実施状況」【再掲（総5-1：参考指標5）】 ○参考指標 3 「海外投融资実施状況」 ○参考指標 4 「円借款の標準処理期間の達成状況」 ○参考指標 5 「JICAの詳細型事後評価完了案件の分布」 ○参考指標 6 「国際協力銀行（JBIC）の出融資保証業務実施状況」【再掲（総5-1：参考指標6）】

施策	政6-2-2：有償資金協力（国際協力機構（JICA）を通じた支援）並びに国際協力銀行（JBIC）及び国際開発金融機関（MDBs）を通じた支援等
取組内容	財務省は、有償資金協力（JICAを通じた支援）やJBIC業務、MDBsに関する業務を所管する立場から、以下の通り取り組んでいきます。 A 有償資金協力（JICAを通じた支援） 開発途上国に対して、長期・低利の緩やかな条件で開発資金を融資する円借款は、開発途上国にとって必要不可欠な経済インフラの整備や社会開発を推進するために重要な役割を果たしています。

円借款は、返済が求められる有償の資金であることから、債務償還確実性の確保に慎重を期す必要があります。財務省としては、IMFをはじめとする国際金融機関の知見も活用しつつ、開発途上国の財政や国際収支の状況を分析する等、債務持続可能性に目を配るとともに、世界銀行をはじめとするMDBsとの連携を促進する等、援助効果の向上に努めています。こうした観点から、相手国政府との協議や、それを受けて策定される国別開発協力方針、更には、個々の円借款の案件の形成に参画していきます。海外投融資（用語集参照）については、民間金融機関や国際金融機関、円借款などの他のスキームとの一体的な実施を通じて、一層効果的な開発効果の発現を実現できるよう取り組んでいきます。

また、令和5年に策定された「開発協力大綱」や、その後の「開発のための新しい資金動員に関する有識者会議」の提言の内容を踏まえ、地球規模課題の解決のための民間資金動員等の推進や、海外投融資のリスクテイク機能強化も進めていきます。

引き続き、アジア地域をはじめ、世界各地域に対し、その必要性と特性に応じ、世界銀行、アジア開発銀行などのMDBsとの連携を深めながら、開発効果の高い円借款の供与を図っていくほか、更に技術協力・無償資金協力との有機的連携を進めていきます。

B J B I Cを通じた支援

J B I Cについては、引き続き、民業補完の原則の下、国策上重要な海外資源確保、我が国産業の国際競争力の維持・向上、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする事業の促進、国際金融秩序の混乱への対処に努め、こうした取組により、開発途上国等の持続的発展に貢献していきます。

令和5年10月には、株式会社国際協力銀行法（平成23年法律第39号）の一部改正法が全面施行され、日本の産業の国際競争力の維持・向上に資するサプライチェーンの強靱化や、デジタル、グリーンなどの成長分野を見据えた、スタートアップ企業を含む日本企業の更なるリスクテイクの後押し、そして国際協調によるウクライナ復興支援への参画が可能となりました。

こうした枠組も活用し、開発途上国等を支援すると共に、日本企業の国際競争力の維持・向上を支援していきます。

C MDBs等を通じた効率的・戦略的な支援

世界銀行、アジア開発銀行等のMDBsは開発援助における豊富な経験を有し、高度な専門知識を持った人材を数多く有するとともに、その広範な情報網を活用して現地の支援ニーズを的確に把握することにより、効果的な援助を行うことができる等の長所があります。MDBsは、貧困削減や包摂的成長の実現に向け、国際開発コミュニティの中で中核的な役割を担うことに加え、気候変動等の地球規模の課題への対応についても重要な役割を果たしています。

我が国は、開発分野で重視するテーマについて、MDBsを重要なパートナーとして協働して取り組んでいきます。例えば、日本議長下のG20（用語集参照）の成果である「質の高いインフラ投資に関するG20原則」の推進や、日本が国際的な議論を主導してきたユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）（用語集参照）の推進、途上国における感染症への予防・備え・対応（PPR）の強化等について、MDBsの知見を活用して取組を進めるため、MDBsに設置された日本信託基金やマルチドナー信託基金を通じて、積極的に途上国を支援していきます。

併せて、MDBs の主要出資国として、業務運営に積極的に参画し、我が国のODA政策・開発理念や経験・専門的知見をMDBs の政策や業務に反映させ、また、我が国の開発援助にMDBs の経験・専門的知見を活用することで、我が国の支援の効果・効率を増大させていきます。令和6年度には、世界銀行グループで低所得国向け支援を行う国際開発協会（IDA）の第21次増資（IDA21）に、アジア開発銀行（ADB）のアジア・太平洋地域の低所得国への支援を行うアジア開発基金（ADF）の第13次財源補充（ADF14）に、それぞれ合意するなど、我が国は主要出資国として積極的に貢献しています。引き続き、我が国が開発分野で重視するテーマがMDBs の重点政策として位置づけられ、MDBs を通じた効果的な支援が可能となるよう、交渉や議論に取り組んでいきます。

また、MDBs の既存資本を最大限活用するための方策を検討する取組（G20による「自己資本の十分性に関する枠組みの独立レビュー（CAFレビュー）」）の更なる実施や、民間資金動員の強化、新たな金融手法の開発を含む様々な取組を通じて、気候変動やパンデミック等の地球規模の課題への対応強化や開発効果の最大化を図るMDB改革が進められる中、令和6年11月には、G20リオサミットにおいて、「より良く、より大きく、より効果的なMDBs に向けたG20MDBロードマップ」が承認されました。そうした中、特に我が国としては、令和6年10月に、ドナー国が国際復興開発銀行（IBRD）の融資全体に保証を提供することで融資余力を拡大する信用補完の枠組みである「ポートフォリオ保証プラットフォーム（PGP）」に対し、10億ドルの拠出を行うことに合意する等、各MDBs やG7（用語集参照）・G20等におけるMDB改革の議論や取組を積極的に主導してきました。今後も、引き続きこうした取組に積極的に参画し、MDBs やG7・G20諸国等との意見交換・議論を活発に行っていきます。

D 国際機関と連携したUHC実現のための支援及びパンデミックへのPPRの強化

UHCは持続可能な開発目標（SDGs）のターゲットの一つとして挙げられています。財務省は、国際開発金融機関の主要ドナーとして、世界銀行等と共同して開発途上国におけるUHC推進に積極的に取り組んできました。また、G7やG20等の国際場裡におけるUHC推進やパンデミックへの予防・備え・対応（PPR）強化の議論を先導しています。令和6年のブラジル議長下のG20においては、令和5年の日本議長下のG7で取りまとめた「財務・保健の連携強化及びPPRファイナンスに関するG7共通理解」も踏まえ、パンデミック発生時の「対応」のための資金の強化に向けた議論が継続され、日本も、積極的に議論に貢献しました。

また、令和4年9月に世界銀行に設立された、パンデミックPPRに関する国際的な資金ギャップに対処するためのパンデミック基金（Pandemic Fund）について、財務省は、創設ドナーの一員として、令和6年10月に第2回目の支援案件決定等にご貢献するとともに、同基金に対して5,000万ドルの追加貢献の意向を表明しました。

加えて、令和6年4月に、日本は、世銀及び世界保健機構（WHO）と連携し、保健財政等に関する途上国の財務・保健当局の人材育成を支援するため、「UHCナレッジハブ」を令和7年秋に日本に設立することを表明したところ、引き続き、同ハブの設立に向けた取組を進めていきます。

今後も、関係省庁・国際機関と連携し、財務・保健当局の連携のさらなる強化や、パンデミックPPRを含む国際保健枠組みの強化に取り組むとともに、UHCナレッジハブを含むUHC実現に向けた議論・取組に積極的に参画していきます。

E 気候変動対策及び地球環境保全に向けた開発途上国の取組支援

平成27年12月に行われた国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（C O P 21）では、「京都議定書」に代わる、2020年（令和 2 年）以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組である「パリ協定」（Paris Agreement）が採択されました。同協定は平成28年11月に発効し、令和 2 年 1 月より本格実施されているところであり、引き続きこの協定の目的達成に向けた途上国の取組を積極的に支援していきます。

我が国は、世界銀行が管理する信託基金である地球環境ファシリティ（Global Environment Facility：G E F）（用語集参照）及び気候投資基金（Climate Investment Funds：C I F）（用語集参照）、更には緑の気候基金（Green Climate Fund：G C F）（用語集参照）の主要な拠出国です。関係省庁と協力し、各基金の評議会等への参加を通じてその活動を支援しています。

財務省は、G 7、G 20及びC O P等の国際場裡において、パリ協定の目的達成に向けた途上国の取組に係る議論や支援に積極的に参画しています。具体的には、対象国の高排出インフラの早期退役の加速化と、再生可能エネルギー及び関連インフラへの投資等のための支援をドナー国が連携して実施するパートナーシップである、「公正なエネルギー移行パートナーシップ」（Just Energy Transition Partnership：J E T P）において、インドネシアを対象としたパートナーシップの共同リード国として議論を主導しています。さらに、低・中所得国がクリーンエネルギー関連製品の中流（鉱物の精錬・加工）及び下流（部品製造・組立）においてより大きな役割を果たせるよう、令和 5 年のG 7 日本議長下で同志国や世界銀行とともに立ち上げたR I S E（Resilient and Inclusive Supply-chain Enhancement：強靱で包摂的なサプライチェーンの強化）は現在、アフリカ南部地域等での取組を進めています。日本は主要ドナーとして、第 9 回アフリカ開発会議（T I C A D 9）も見据え、R I S Eの議論・取組に引き続き積極的に参画していきます。

また、日本が最大出資国であるアジア開発銀行（A D B）は、アジア・太平洋地域の気候変動対策支援に積極的に取り組んでいます。令和 6 年11月には、ドナーからの資金貢献をレバレッジとしてアジア・太平洋地域における気候ファイナンスを拡大する革新的なメカニズムである、アジア・太平洋革新気候変動金融ファシリティ（I F - C A P：Innovative Finance Facility for Climate in Asia and Pacific）の運用を開始しました。我が国は、同ファシリティの設立ドナーとして6億ドルの信用補完を提供するとともに、案件組成等を支援するグラント枠に2,500万ドルの貢献を行っており、引き続き、A D Bにおける気候変動対策の取組を支援していきます。

今後も、国際社会とも連携し、気候変動対策及び地球環境保全に向けた取組に積極的に参画していきます。

F ロシアによるウクライナ侵略への対応

国際秩序の根幹を揺るがすロシアのウクライナ侵略は、厳しさを増す東アジアの安全保障を踏まえると、我が国にとっても決して他人事ではなく、ウクライナへの支援は、国際社会全体の責務と言えます。

まず、G 7をはじめとした多国間協力の枠組みを通じた支援について、日本を含めた各国のウクライナ支援の根幹となる同国向け I M F 支援プログラムに関しては、我が国は令和 5 年のG 7 議長国として、同年 3 月のプログラム開始時から、同年12月の第 2 次レビューまでの議論の取りまとめを行いました。

特に、戦争が長期化・激化する中、引き続き G 7 が結束し、ウクライナを支援していくこと、なかでも、IMF プログラムに基づきウクライナが直面する財政ニーズを支えることが重要です。令和 5 年の日本の G 7 議長下から、「ロシアは、自らがウクライナにもたらしている損害を賠償しなければならない」との考えのもと、G 7 としてロシアの国家資産の活用について検討してきました。令和 6 年 6 月の G 7 首脳会合において、ロシアの国家資産の凍結から生じる特別な収益を返済原資として約 500 億ドルをウクライナに供与する「特別収益前倒し融資（E R A ローン）」の立ち上げが表明され、同年 10 月の G 7 財務大臣会議においては、各融資間の整合性と連携確保に必要な「融資に関する原則と技術的事項」の一致に至ったところです。日本は、同融資に関し、世界銀行に新設された基金を通じ、ウクライナに非軍事向けの使途に限定した財政支援等を実施する予定です。

次に、二国間の取組について、我が国は、ウクライナ及び周辺国に対し、令和 6 年 12 月までに、財政支援や人道・食料関連支援等をあわせて計約 120 億ドル以上の支援を表明しました。このうち、財務省としては、無償支援 9.4 億ドルと、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律（昭和 27 年法律第 191 号）の一部改正法（令和 5 年 4 月成立）によって可能となった世界銀行融資への信用補完 85 億ドル等の財政支援に取り組んでおり、引き続き着実に実施していきます。

ウクライナの復旧・復興を見据えた支援として、財務省は、民間セクターへの保証業務を行う世界銀行グループの多数国間投資保証機関（M I G A）において、令和 5 年 2 月に設立されたウクライナ復興・経済支援（S U R E）信託基金に対し、第 1 号ドナーとして貢献し、ウクライナの復旧・復興に向けた民間資金動員の促進を支援しています。加えて、主に、中東欧等の民間セクター支援を行う欧州復興開発銀行（E B R D）において、日本は主要ドナーとして、令和 5 年 12 月に合意されたウクライナの復旧・復興支援のための増資に参画しています。引き続き、ウクライナにおける経済復興を力強く推進する観点から、世界銀行等の M D B s を通じて、主に民間セクターにおけるウクライナ支援の強化に向けて取り組んでいくとともに、現地のニーズを適切に把握しながら、持続可能な支援方法を検討していきます。

また、J B I C においても、令和 6 年 9 月、ウクライナの復興並びにウクライナ・周辺国の気候変動緩和を支援するものとして、黒海貿易開発銀行との間で、総額 1.5 億ドルを限度とするクレジットラインを設定しました。

財務省では、我が国の厳しい財政事情を踏まえながら、ウクライナの膨大な支援ニーズに応えるため、IMF や M D B s の知見を活用しつつ、財政支援や復旧・復興支援、J B I C 等を通じた支援を進めていきます。

定性的な測定指標

【主要】 政 6 - 2 - 2 - B - 1 : 国際開発金融機関（M D B s）等を通じた支援への参画

（目標の内容）

世界銀行グループ、アジア開発銀行等の M D B s 等の主要出資国として、低所得国支援等も含めた業務運営に積極的に参画していきます。また、地球規模の課題への対応を強化するための M D B 改革が進むように議論に貢献していきます。

(目標の設定の根拠)

MDBs 等の業務運営に積極的に参画し、我が国のODA政策・開発理念や経験・専門的知見をMDBs 等の政策や業務に反映させることで、我が国支援の効果・効率を増大させていくことが重要であるためです。

定性的な測定指標**政6-2-2-B-2：UHC実現・パンデミックへのPPRの強化に向けた戦略的な取組への積極的な参画****(目標の内容)**

我が国が国際的取組を先導しているUHCの実現に向けた議論や、パンデミックへのPPRの強化に向けた議論に積極的に参画していきます。

(目標の設定の根拠)

開発途上国等の持続的な経済社会の発展のためには、UHCの実現やパンデミックへのPPRの強化が重要であり、その観点から、議論への積極的な参加とUHC実現・パンデミックへのPPRの強化に向けた取組の推進が必要であるためです。

定性的な測定指標**政6-2-2-B-3：気候変動対策及び地球環境保全に向けた議論への積極的な参画****(目標の内容)**

G7やG20等の国際会議や、我が国が主要な拠出国となっている地球環境ファシリティ (Global Environment Facility: GEF)、気候投資基金 (Climate Investment Funds: CIF)、緑の気候基金 (Green Climate Fund: GCF) 及び「強靱で包摂的なサプライチェーンの強化」(Resilient and Inclusive Supply-chain Enhancement: RISE) の運営、共同リード国として取り組む公正なエネルギー移行パートナーシップ (Just Energy Transition Partnership: JETP) に係る議論等に積極的に参画していきます。

(目標の設定の根拠)

気候変動及び地球環境問題に対する必要な援助を引き続き提供することにより、開発途上国における気候変動対策及び地球環境保全を支援するため、議論に積極的に参画する必要があるためです。

定性的な測定指標**政6-2-2-B-4：ロシアによるウクライナ侵略による影響を受けている国々への支援****(目標の内容)**

我が国の厳しい財政事情も踏まえつつ、G7や国際機関をはじめとする国際社会と一層緊密に連携しながら、ウクライナ及び周辺国、ロシアによるウクライナ侵略の影響を受けている脆弱国の支援を行っていくため、必要となる施策を講じていきます。また、ウクライナの復興も見据え、民間資金の動員に向けた取り組みも行っていきます。

(目標の設定の根拠)

令和4年2月以降のロシアによるウクライナ侵略は、世界経済に多くの困難をもたらしており、G7や国際機関をはじめとする国際社会と連携しながら、ウクライナ及び周辺国、ロシアによるウクライナ侵略の影響を受けている脆弱国の支援を行うことが重要であるためです。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「国際開発金融機関（MD B s）に対する主要国の出資」 ○参考指標 2 「国際開発金融機関（MD B s）等に対する拠出金」 ○参考指標 3 「国際開発金融機関（MD B s）の活動状況」 ○参考指標 4 「円借款実施状況」【再掲（総5-1：参考指標5）】 ○参考指標 5 「国際協力銀行（J B I C）の出融資保証業務実施状況」【再掲（総5-1：参考指標6）】 ○参考指標 6 「国際協力銀行（J B I C）によるサムライ債発行支援の実績」

施策	政6-2-3：債務問題への取組
取組内容	我が国は、債務問題に直面した開発途上国政府に対し、パリクラブ（主要債権国会合）合意に基づき、公的債権の繰り延べや削減を行っています。近年においては、開発途上国に対する資金援助の構造も変化してきており、中国等のパリクラブ以外の新興援助国からの資金が増加する傾向にあります。また、開発途上国自身による債券発行も含めた民間からの資金借入も増加しています。その一方で、IMFや世界銀行においては、我が国を含めた全ての債権者やドナーが、債務持続可能性分析の枠組に沿った行動をとるよう促しています。 財務省としても、債務透明性の向上及び債務持続可能性の確保に向けた、債務者及び公的・民間の債権者双方による協働が必要との認識の下、国際社会における議論に積極的に参画しています。また、IMF・世界銀行の各信託基金（「決定のためのデータ基金」・「債務管理ファシリティ」）等に拠出し、債務国の債務管理能力の構築に向けた技術支援等を実施しています。加えて、債権国と世界銀行それぞれが保有する債務データを突合する取組を主導し、多額のギャップを把握するなど、債務の透明性・正確性の向上に取り組んでいます。 G20及びパリクラブは、令和2年11月、「債務支払猶予イニシアティブ（D S S I）後の債務措置に係る共通枠組」（以下「共通枠組」といいます。）に合意しました。「共通枠組」の下での債務措置は、一部の新興国が、プロセスの前進に非常に時間を要していますが、令和5年10月にはザンビア、令和6年6月にはガーナの覚書について合意に至り、エチオピアの議論も進展しています。我が国は、国際機関や他の債権国と密に連携を図り、迅速な債務措置の妥結に向けて、対処しています。また、「共通枠組」対象外の中所得国の債務問題についても、スリランカの債務再編を交渉する債権国会合の共同議長を担う等、我が国が主導してプロセスを進め、令和5年11月には同債権国会合とスリランカ政府との間で債務再編にかかる基本合意に至り、令和6年6月に債権国会合とスリランカが基本合意に沿った債務再編の詳細を規定する覚書に合意し、同意書への署名も完了しました。このように、我が国は、具体的な債務措置に向けた議論への参画を通して、開発途上国の債務透明性の向上及び債務持続可能性の確保に向けて、取り組んでいます。 今後も、債務持続可能性を脆弱なものとする非譲許的借入（用語集参照）の増加等、開発途上国が直面する債務に関する諸問題に対し、IMF、世界銀行、G20やパリクラブ等の国際的枠組において、新興援助国等も含めた包括的な対応の実現に向けて、積極的に議論に参画していきます。

定性的な測定指標

【主要】 政6-2-3-B-1：債務に関する諸問題についての議論への積極的な参画

(目標の内容)

債務持続可能性を脆弱なものとする非譲許的借入の増加等、開発途上国が直面する債務に関する諸問題に関し、IMF、世界銀行、G20やパリクラブ等の国際的枠組において、開発途上国からの要請に基づく「共通枠組」の実施をはじめ、新興援助国等も含めた包括的な対応の実現に向けて、積極的に議論に参画していきます。また、G7やG20等の国際的枠組みにおいて、我が国は、債権データの国際機関への共有を債権国に働きかけること等を通して、債務の透明性・正確性の向上に引き続き取り組んでいきます。

(目標の設定の根拠)

新興援助国や民間からの資金流入の変動等、開発途上国への資金流入状況が変化している中で、開発途上国の債務持続可能性を確保するために積極的に議論に参画していくことや、債権国による債務の透明性・正確性向上への協力が重要であるためです。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標

該当なし

施策 政6-2-4：開発途上国に対する知的支援

取組内容

開発途上国が持続的な経済発展を進めるためには、財政金融分野等における適切な制度の構築が必要です。また、開発途上国と我が国が貿易投資等の経済関係や、密輸阻止及びテロ防止等のための協力関係を深める前提として、相手国当局の能力強化が重要です。

この観点から、これまでの取組を踏まえつつ、政策担当者等を日本に受け入れての経済財政政策等についての調査研究・セミナー等の実施、開発途上国が抱える政策課題等について現地に専門家等を派遣しての調査研究・セミナー等による技術支援の実施のほか、海外の研究機関との交流を通じ、我が国の経験に裏打ちされた知識やノウハウを提供することで、開発途上国における政策の立案及び実施能力の向上等を目的とした人材育成支援を中心とする国際協力に積極的に取り組んでいきます。

また、開発途上国の税関当局に対しても、世界税関機構(WCO)(用語集参照)をはじめとする国際機関等とも連携しながら、開発途上国自身が自立的に国際標準に則った形で、税関分野の制度構築・整備、執行改善・能力強化を行えるよう支援に取り組んでいきます。

同時に、これまで行った支援の不断の点検と改善を行うことにより、今後実施する支援が質の高いものとなるよう努めます。

政策実施の効果を客観的・定量的に測定することが可能なものとして、「知的支援に関する研修・セミナー参加者の満足度」(研修・セミナーを「有意義」以上と回答した者の割合)を、測定指標として設定しています。

定量的な測定指標

[主要] 政6-2-4-A-1：知的支援に関する研修・セミナー参加者の満足度(研修・セミナーを「有意義」以上と回答した者の割合) (単位：%)	年度	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
	目標値	95.0以上	95.0以上	95.0以上	95.0以上	95.0以上
	実績値	99.6	99.1	99.8	N. A.	

(注) 令和6年度の実績値は、令和7年6月に確定し、令和6年度実績評価書に記載します。
(出所) 関税局参事官室(国際協力担当)、財務総合政策研究所総務研究部国際交流課
(目標値の設定の根拠)
知的支援の効果・有効性の向上を一層図っていく観点から目標値を「95.0以上」としています。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標

○参考指標1「研修・セミナー等の実施状況」

政策目標に係る予算額等		令和5年度	6年度	7年度	8年度	行政事業レビューに係る予算事業ID
予算の状況	当初予算	82,813,243 千円	83,435,692 千円	85,418,065 千円		
	(項) 経済協力費	82,813,243 千円	83,435,692 千円	85,418,065 千円		
	(事項) 経済協力に必要な経費	82,813,243 千円	83,435,692 千円	85,418,065 千円		
	内 アジア開発銀行等拠出金	34,582,052 千円	34,540,091 千円	34,540,093 千円		001385～ 001387 001389～ 001404 001408 006778
	内 独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門出資金	47,840,000 千円	48,480,000 千円	50,480,000 千円		001406
	内 米州投資公社出資金	-	27,800 千円	-		005638
	その他	391,191 千円	387,801 千円	397,972 千円		行政事業レビューの対象外
	補正予算	76,544,732 千円	56,524,418 千円			
	繰越等	-		N. A.		
	合計	159,357,975 千円		N. A.		
執行額		159,269,180 千円		N. A.		

(概要)

アジア開発銀行等拠出経費などの経済協力に必要な経費です。

(注) 令和7年度「繰越等」「執行額」等については、令和8年11月頃に確定するため、令和8年度実績評価書に掲載予定。

担当部局名	国際局（総務課、地域協力課、開発政策課、開発機関課）、関税局（参事官室（国際協力担当））、税関研修所、財務総合政策研究所（総務研究部国際交流課）	政策評価実施時期	令和 8 年 6 月（予定）
--------------	--	-----------------	----------------

○ 政策目標 6 - 3 : 日本企業の海外展開支援の推進

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

国内市場が少子高齢化・人口減等により縮小傾向にあるなか、拡大が見込まれる海外市場の獲得は引き続き重要であり、日本企業が持つ技術力を始めとした強みを活かし、積極的に世界市場への展開を図っていくことが重要となっています。

令和 6 年 12 月、インフラ需要の一層の高まり、新興国企業との競争の激化、グローバルサウス諸国の成長、経済安全保障強化の必要性の高まり等を踏まえ、「インフラシステム海外展開戦略 2030」を策定し、令和 12 年に 45 兆円のインフラシステムの受注を達成するとの目標に向けて取り組んでいます。

財務省としては、これらの方針を踏まえ、関係省庁、関係機関と連携し、日本の産業の国際競争力の維持・向上に資するサプライチェーンの強靱化によって、日本企業の海外進出の基盤を確保しつつ、デジタル、グリーンなどの成長分野を見据えた、スタートアップ企業等の支援を含む日本企業の海外展開支援を推進していきます。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政 6-3-1 : 国際協力機構（JICA）有償資金協力業務、国際協力銀行（JBIC）業務を通じた支援推進

関連する内閣の基本方針

- 「開発協力大綱」（令和 5 年 6 月 9 日閣議決定）
- 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 年改訂版」（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）
- 「経済財政運営と改革の基本方針 2024」（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）
- 「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和 6 年 11 月 22 日閣議決定）
- 「インフラシステム海外展開戦略 2030」（令和 6 年 12 月 24 日経協インフラ戦略会議決定）

施策

政 6-3-1 : 国際協力機構（JICA）有償資金協力業務、国際協力銀行（JBIC）業務を通じた支援の推進

取組内容

国際情勢の複雑化、地球規模課題の深刻化やインフラ市場展開地域・分野の拡大により、インフラ海外展開等に影響を与えるリスクも多様化しており、安定的な日本企業の海外展開のため、一層の対応が求められています。日本企業の海外でのビジネス展開に対しては、これまで JICA による有償資金協力や JBIC 等を通じた支援を行ってきたところですが、国際的な競争が激しくなっている分野の案件や民間の金融機関で対応できないリスクの高い案件については、官民あげて一層取り組む必要があります。財務省は、「インフラシステム海外展開戦略 2030」等に盛り込まれている当該施策について、経協インフラ戦略会議における議論にも参加しながら、JICA による有償資金協力や JBIC の出融資保証業務の枠組みを活用して、ファイナンス面から日本企業の海外展開支援をより一層支援していきます。

A JICAによる有償資金協力等を通じた支援

JICAによる有償資金協力については、政府が発表した「質の高いインフラパートナーシップ」(平成27年5月)等において、質の高いインフラ輸出促進のための更なる制度改善を進めることとされています。これらを踏まえ、新興国・開発途上国の経済社会の発展と日本経済の活性化を支援するため、本邦技術活用条件(STEP)(用語集参照)による円借款供与をはじめとする着実な支援を実施するとともに、関係省庁・関係機関との連携を図りつつ、円借款の更なる迅速化等に努めるなど、制度改善を実施してきました。具体的には、令和5年12月にJICAが立ち上げたアジア開発銀行(ADB)に出資する信託基金の第2フェーズ(LEAP2)において、エネルギー、運輸交通、情報通信技術、保健医療、農業、上下水等の都市インフラを対象として、7年間で15億ドルの投融資枠を設定したところです。

これらを通じて、民間セクターによる大型案件を含む質の高いインフラ案件の実現を促進していきます。また、こうした制度改善等を踏まえた有償資金協力の活用や国際機関との連携を通じ、日本企業の参画を支援することで、新興国・開発途上国を支援しつつ、各国の成長を取り込み、日本経済の活性化の実現を図ります。

B JIBCを通じた支援

「質の高いインフラパートナーシップ」等を踏まえ、民間の資金・ノウハウを活用した海外のインフラプロジェクト等について、日本企業の海外展開をより一層後押しするため、これまでJIBCの機能強化を図ってきました。令和4年7月には、「グローバル投資強化ファシリティ」を創設し、日本企業による、脱炭素化をはじめとする地球環境保全への貢献を支援すると共に、サプライチェーン強靱化や質の高いインフラの海外展開、海外における新たな市場創出を支援しています。令和5年10月には、株式会社国際協力銀行法(平成23年法律第39号)の一部改正法(以下「改正法」といいます。)が全面施行され、日本の産業の国際競争力の維持・向上に資するサプライチェーンの強靱化や、デジタル、グリーンなどの成長分野を見据えた、スタートアップ企業を含む日本企業の更なるリスクテイクの後押しが可能となりました。今後とも、JIBCが有する様々なツールを一層活用し、開発途上国等海外の経済社会の発展を取り込み、日本企業の積極的な海外展開を一層支援できるよう、JIBCの機能強化を通じ、日本の産業の国際競争力の維持・向上に資するサプライチェーンの強靱化やスタートアップ等の日本企業のリスクテイク推進などの課題に、財務省として積極的に取り組んでいきます。

定性的な測定指標

政6-3-1-B-1: 国際協力機構(JICA)による有償資金協力を通じた効率的・戦略的な支援の取組

(目標の内容)

日本企業の優れた技術・ノウハウを新興国・開発途上国に提供することを通じて、各国の成長を取り込み、日本経済の活性化につながるよう、JICAによる有償資金協力を通じた支援をより一層、効率的・戦略的に実施していきます。

(目標の設定の根拠)

我が国が新興国・開発途上国の持続的な経済社会の発展を支援しつつ、日本企業の海外展開を支援していく上で、JICAによる有償資金協力が重要なツールの一つであるためです。

定性的な測定指標	
	【主要】 政6-3-1-B-2 : 国際協力銀行（J B I C）を通じた効率的・戦略的な支援の取組
	（目標の内容） J B I Cにおいては、更なるリスクテイクを可能とする「グローバル投資強化ファシリティ」等のツールを活用しつつ、改正法による機能強化を活かして、日本企業の海外展開をより一層、効率的・戦略的に後押ししていきます。
	（目標の設定の根拠） 日本企業の海外展開を支援していく上では、様々な機能強化等を行ってきた J B I C による出融資保証業務が重要なツールの一つであるためです。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「円借款実施状況」【再掲（総5-1:参考指標5）】 ○参考指標 2 「国際協力銀行（J B I C）の出融資保証業務実施状況」【再掲（総5-1:参考指標6）】

政策目標に係る予算額等	令和 5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	行政事業レビューに係る予算事業ID
上記の政策目標に関連する予算額等はありません。					

担当部局名	国際局（総務課、開発政策課）	政策評価実施時期	令和 8 年 6 月（予定）
-------	----------------	----------	----------------